

沖永良部島でケイビングを行うためのガイドライン

1 洞口、近隣への配慮

沖永良部島に来て洞窟に入洞させていただいているという意識で、地元の方々への感謝の気持ちを忘れずに、気持ちよく行動しましょう。

- ・ 洞口の地主の方にはあらかじめ挨拶をすること。
- ・ 洞口近くで車を停車する場合、近隣への配慮を徹底すること。
- ・ 車を私有地、もしくは私有地に続く農道に駐車する場合は、その私有地あるいは農道の地主様への挨拶を徹底すること。
- ・ 近隣のみなさんへのご挨拶を徹底すること。
- ・ 宿泊地では、行き過ぎた飲酒や、常識の欠けた行動をしないこと。
- ・ 装備洗いをする際は、近隣でその水を使用していないか確認し、迷惑のかからないような適切な場所で洗うこと。

2 洞窟装備について

万一のことを考えた装備を持っていきましょう。

- ・ コンパスと測図（防水ケースに入れる）を携帯して、退路を喪失しないようにすること。
- ・ レスキューシート、エマージェンシーキット、ろうそく、ライター、行動食、防寒具など事故やハイポサーミア（低体温症）などのアクシデントに対応できる装備を携帯すること。
- ・ 装備の貸し借りはしない。特に、堅穴昇降装備は1人1セットを用意して着用すること。

3 洞窟内での行動について

無理な行動を避け、的確な判断を下しましょう。

- ・ 無理な水くぐりはしないこと。
- ・ 背丈以上の水深があると予測されるプールでは、ライフジャケット無しで泳がないこと。
- ・ 簡単なチムニーやクライミングで昇降できる場所でも、確保無しで滑落すれば重大な事故につながると判断される場所であれば、必要な安全対策（ロープで確保など）を講じること。
- ・ 危険な行為、行き過ぎた悪ふざけはしないこと。

4 洞窟、二次生成物、遺物の保護

- ・ 広い通路ではできるだけ一列になって、既存の足跡の上を移動し、足跡を最小限度に行動すること。
- ・ 綺麗な二次生成物（鍾乳石）には安易に近寄ったり、汚れた手で触れたりしないこと。

- ・リムストーンの畦には乗らないこと。
- ・できるだけ鍾乳石の上は歩かない。特に白いところは避けること。
- ・土器、古代の装飾品、骨などの洞内で見つけた遺物を安易に触ったり、動かしたりしないで、沖永良部島ケイビング協会に連絡すること。

5 ケイビング保険の加入と救助費用の支払いについて

- ・ 沖永良部島の洞窟に入洞する者は、ケイビング中の事故に対して遭難対策費用200万円まで以上が支払われる保険に加入すること。
- ・ 沖永良部島でのケイビングの際には、ガイドラインで定める内容の保険に加入していることがわかる書類（保険証書などのコピー可）を「入洞に伴う同意書」と合わせて提出すること。
- ・ 保険で支払われない救助費用については、事故の当事者が実費にて支払うこと。
- ・ 救助費用とは、島外から要請されて救助にあたった救助者の交通費・宿泊費・食費や装備損料など、救助のためにかかった一切の経費をさす。

6 パーティーのリーダー（GL）について

- ・ 沖永良部島の洞窟に入洞する際は、1パーティーに1名以上のリーダー(CL)を配置すること。そのリーダーは入洞する洞窟に3回以上の入洞経験があるものでなければリーダーとして認められない。1つの洞窟で2つ以上のパーティーに分かれて活動する場合でもそれぞれのパーティーに1人ずつリーダーを配置しなければならない。
なお、大学探検部の部員だけでの活動の場合は1、2回生だけの活動はできないものとする。
- ・ リーダーは洞口の位置を確実に把握していること。

7 沖永良部島でのケイビングの際に提出する書類について

- ・ 沖永良部島でケイビングを行う際には、活動の一週間前までに「沖永良部島の洞窟入洞に伴う同意書（未成年（20歳未満）の場合は本人の署名の下の欄に保護者の署名と捺印をしたものが必ず必要です。）」、「入洞計画書」、参加者各位がこのガイドラインで定める内容の保険に加入していることがわかる書類（保険証書などのコピー）を、沖永良部島警察署と沖永良部島ケイビング協会に提出すること。

附則

施行年月日

このガイドラインは、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

このガイドラインの違反者への措置

沖永良部島でケイビングを行うためのガイドラインに違反した行為が疑われた場合、その個人、団体に対してその是正に向けた適時適切な措置を講じるものとします。また、違反の内容や状況によっては、以下のとおり沖永良部島のすべての洞窟に入洞禁止措置を下すものとします。

社会人の個人、団体の場合：3年間は沖永良部島のすべて洞窟に入洞する事を禁止する。

大学生の個人、団体の場合：3年間は沖永良部島のすべての洞窟に入洞する事を禁止する。

また、社会人・大学生に関わらず、違反の事実について、関係者各位（大学探検部の場合は大学）に連絡することとする。

ガイドラインの見直し・改訂

このガイドラインは、現地の自然環境や社会情勢等の変化に応じて、適宜見直しを行い、最新の内容に改訂していくものとします。

沖永良部島ケイビング・ガイドライン協議会

このガイドラインの適正かつ実効性ある運用を図るため、遵守体制の確立、新規参入者等への周知・徹底、違反者等への措置、ガイドラインの見直し・改訂など、ガイドラインの運用上必要な細則について団体及び関係行政機関等による協議・推進組織として、沖永良部島ケイビング協会内に「沖永良部島洞窟ガイドライン協議会」を設置する。

改定履歴

平成 23 年 7 月 1 日 初版 発行